

相 談 事 例

ID：05-01-013

相談タイトル

相続した家屋のリフォームに係る相続税の取扱いについて

Q：ご相談内容

実父から相続した家。友人から相続時に家のリフォームをすると相続税が軽減されると聞いたがその様な扱いになるのか。

A：回答

一般的に住宅のリフォームでは一定の性能向上にかかる工事については、所得税の控除や固定資産税の減額などが適用になります。相続税については、遺産総額から非課税財産、債務、お葬式費用などを差し引き、基礎控除額（3,000万円＋600万×法定相続人の数）をさらに引いた額が課税対象となる税です。そのため、相続する額が大きければ大きいほど相続税は高くなりますので、友人の方が言われたのは、相続額を減らすための措置として、亡くなる前にリフォーム工事を発注し債務として残った部分を差し引けば有利になると言うことではないかと考えます。友人の方に再度確認するか、相続税（国税）に関しては他の条件なども絡んでくることが多いので、税務署の相談窓口を確認されるのが良いと思います。